

令和 6 年 6 月 1 7 日

南相馬市農業委員会
6 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和6年6月17日(月) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	欠 番	
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	欠 番	
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 立野 功
 原町区 小谷津弘隆
 原町区 佐藤 光政

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹 次 長 佐藤 俊文 主 査 林 雄司
 副主査 米本 一樹

農地集積課

主 事 佐藤 丈樹 主 事 増田 知洋

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 24 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 4	報告第 25 号	違反転用事案の報告について
日程第 5	議案第 61 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	議案第 62 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 7	議案第 63 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 8	議案第 64 号	南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第 9	議案第 65 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 10	議案第 66 号	農地法第 3 条の規定による賃借権等設定の許可申請について
日程第 11	議案第 67 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 12	議案第 68 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）
日程第 13	議案第 69 号	農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）
日程第 14	議案第 70 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 15	議案第 71 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 16	議案第 72 号	農地法第 5 条の規定による賃借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 17	議案第 73 号	現況確認証明申請について

５．会議の概要

（開会 午後１時３０分）

議 長 只今より、令和６年６月定例総会を開会いたします。欠席委員についてですが、本日はおりません。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号１番委員、１５番委員、１７番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。５月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第３、報告第２４号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第２４号についてご説明をいたします。議案書の２ページになります。今回４件の案件がございますが、合意による解約でございますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第２５号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第２５号についてご説明いたします。議案書の３ページから４ページ、申請番号１番から４番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号１番については、昭和５５年頃に父が駐車場等を造成し、現在まで使用しておりました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号 2 番については、昭和 4 6 年頃に父が住宅建築の目的で造成工事を行いました、住宅建築まで至りませんでした。平成 1 6 年に相続しましたが、造成された土地だったため駐車場として現在まで使用していました。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号 3 番については、平成 1 5 年頃から平成 1 6 年まで老人ホームの建設工事のための現場事務所として賃貸しておりました。建設工事完了後は老人ホームの従業員用駐車場として現在まで使用しております。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号 4 番については、土取場への通路、駐車場、資材置場を整理する目的で令和 5 年 7 月 3 1 日までの期間で一時転用許可を受けていましたが、再申請を失念し、期間満了後も使用し続けていました。今後も使用するため、再度一時転用の許可を受け、違反転用状態を是正するものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 5、議案第 6 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、「1. 利用権設定関係」の整理番号 1 7 7 番を先に審議します。それでは、農業委員会法第 3 1 条の規定により、1 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。事務局から整理番号 1 7 7 番の説明を求めます。

事務局 議案第 6 1 号、整理番号 1 7 7 番についてご説明をいたします。議案書の 2 3 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第61号、整理番号177番について説明いたします。議案書の23ページとなります。鹿島区の右田海老ほ場整備地区における一時利用地の利用権設定となりまして、農地の所有者と福島県農業振興公社との契約に係る調整でございます。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。1番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。それでは、事務局から議案第61号「農用地利用集積等計画の決定について」の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第61号、残り全てについてご説明をいたします。議案書の5ページから23ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第61号、残り全てについて説明いたします。議案書の5ページから23ページとなります。利用権設定については、鹿島区におけるほ場整備地区、換地後の福島県農業振興公社との契約調整。また、ほ場整備地区内の一時利用地に関しまして、その契約調整となります。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 6、議案第 6 2 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 2 号についてご説明をいたします。議案書の 2 4 ページから 2 9 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を策定するにあたり、福島復興再生特別措置法第 1 7 条の 2 8 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 6 2 号について説明いたします。議案書の 2 4 ページから 2 9 ページになります。利用権設定につきましては、小高区の下浦地区、原町区の押釜地区、こちらに係る福島県農業振興公社との契約に係る調整となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 7、議案第 6 3 号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 3 号についてご説明をいたします。議案書の 3 0 ページから 4 7 ページになります。市が農用地利用規程を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 4 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 6 3 号について説明いたします。議案書の 3 0 ページから 4 7 ページになります。小高区下浦地区において担い手と農地の利用調整に伴う農用地利用規

程の一部を改正することについて審議を求めるものです。変更の内容については 30 ページから 43 ページになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 64 号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 64 号についてご説明いたします。議案書の 48 ページから 59 ページになります。市が、農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業委員会に意対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 64 号について説明いたします。議案書の 48 ページから 59 ページ、及び別冊「現地案内図」になります。農用地区域からの除外の申し出が 6 件となります。地区の内訳として、原町区が 4 件、小高区が 2 件となります。個別の事業計画については、議案書 53 ページ以降に記載のとおりとなります。除外申請につきましては、農用地区域の除外の要件をもとに当該整備計画の変更をすることとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

11 番委員 附図番号 2 - 1、小高区飯崎地区の除外について質問です。太陽光を設置する計画となっております。当該地の所有者は震災後亡くなっており、荒れている土地となっていました。昨年の 3 月頃までに綺麗に整地され、現在は状態の良い土地となっています。周辺農地ではブロッコリーを栽培している状況で、この土地がなぜ除外となるのか教えて欲しい。

農地集積課 飯崎の除外申請の経過については、申請書の内容について代理人行政書士への聞き取りを行いまして、市では除外可能との判断をしたところです。

1 1 番委員 只今市から説明があったが、詳細部分について分からない。申請日・調査日はいつか？

農地集積課 令和6年4月下旬に申請受付。5月10日までが申請受付期間のため、その間に現地確認・申請内容について確認を行った。

1 1 番委員 私の記憶だと、当該地は今年初めから3月末頃にかけて、宅地の取り壊しや山林の伐採等を行い、綺麗に整理された場所。周辺では法人がブロッコリーの栽培をしており、そこが借りるのかと思っていた。市で確認した時は綺麗な状態の場所だったはず。除外手続きを進めるのはおかしいのでは？

農地集積課 申請を受けた際、整地に至る経緯や周辺でブロッコリーを作付けしている等、そういった背景は把握しておりませんでした。そういったことがあるのであれば、県との事前協議もありますので、確認していきたいと考えております。

議 長 問題が複雑になってきていますので、いったん休議とします。その間に提案者は内容整理をお願いします。

(休 議)

議 長 再開します。本件についてはいったん審議保留とします。先に他議案の審議を進め、その後に再度審議することとしますので、提案者はそれまでに回答の準備をお願いします。

議 長 次に、日程第9、議案第65号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第65号についてご説明いたします。議案書の60ページから63ページになります。申請番号1番から6番につきまして、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 10、議案第 66 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 66 号についてご説明いたします。議案書の 64 ページになります。申請番号 1 番につきまして、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 67 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 今回の議案の説明の前に、先ほど 5 月定例総会で 9 番委員からご質問ありました件について回答させていただきます。

「車庫や物置を建築する際に建築確認申請が必要か」という質問に対して、こちら担当課であります建築住宅課に確認したところ、「基本的に、建物を建てる際には建築確認が必要になります。ただし、特例としまして 2 ㎡未満の建物、例えばスーパーハウス等については申請不要です」との回答でした。

これに合わせまして、「地目が農地であれば建築確認申請の際に農地転用の手続が必要かどうか確認出来るのではないか」との質問に対して、こちらについても確認を行いましたが、建築確認申請書の方には地目を記入する欄が無く、添付

書類でも地目が分かる資料の添付は求めておりませんでした。建築確認申請が提出された段階では、建築住宅課でも確認は出来ない。という話になります。

建物の安全性を確認するための申請ということで、地目の確認までは行っていないとの事でした。以上、５月定例総会での質問に対する回答となります。

事務局 次に、議案第６７号についてご説明をいたします。議案書６５ページ、申請番号１番から２番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号１番については報告第２５号、整理番号１番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。次に申請番号２番については、報告第２５号、整理番号２番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号１番及び２番について、７番委員。

７番委員 議案第６７号申請番号１番及び２番について、現地調査の報告をいたします。申請番号１番ですが、現地案内図は１ページになります。この案件は報告第２５号整理番号１番関連の案件です。申請内容は記載のとおりです。去る６月３日午後４時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、申請番号２番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は２ページになります。この案件は報告第２５号整理番号２番関連の案件です。申請内容は記載のとおりです。去る６月３日午後４時３０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１２、議案第６８号「農地法第４条の規定による許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 8 号についてご説明いたします。議案書の 6 6 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、報告第 2 5 号整理番号 3 番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、1 2 番委員。

1 2 番委員 議案第 6 8 号申請番号 1 番についての調査報告をいたします。本案件は報告第 2 5 号整理番号 3 番と関連する案件であります。現地案内図は 3 ページとなります。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る 6 月 6 日午後 5 時 5 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、行政書士より確認させて頂きました。約 2 0 年余りに及んで駐車場として利活用する土地利用計画図も提出されてございます。現地調査の結果、立地基準、一般基準ともに問題なしと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 1 3、議案第 6 9 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 9 号についてご説明をいたします。議案書の 6 7 ページから 6 8 ページ、申請番号 1 番及び 2 番につきまして、申請当事者の氏名、土地の所在、許可を取消する事由は記載のとおりです。申請番号 1 番 2 番ともに太陽光発電設備を設置する目的で令和 6 年 1 月に転用許可を受け、周辺住民へ工事着手の案内をしたところ、隣接地の所有者より事業に反対するとの意見があり、同意を得ることが出来なかったことから、事業を断念し転用許可を取り消すものとなっております。なお、補足ですが市環境政策課には令和 6 年 5 月 1 5 日付で「太陽光発電設備の中止届」が提出され、受理されております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 14、議案第 70 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 70 号についてご説明をいたします。議案書の 69 ページ、申請番号 1 番について、転用事業者の氏名、土地の所在、事業計画変更の事由については記載のとおりです。この案件は、議案第 25 号申請番号 4 番及び議案第 72 号申請番号 3 番の関連となります。

 土取り場への進入路及び駐車場、資材置場等として使用する目的で令和 5 年 7 月 31 日までの期間で一時転用許可を受けておりましたが、土砂の需要が継続していることから、大規模林地開発の工期を延長し、土取りを継続しております。当該農地につきましては原状回復されておらず、一時転用期間満了後も引き続き使用している状況であります。一時転用期間をさらに 3 年間延長するため、当初の事業計画を変更するものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、11 番委員。

11 番委員 議案第 70 号申請番号 1 番について現地調査報告をいたします。議案第 25 号申請番号 4 番及び議案第 72 号申請番号 3 番の関連となります。現地案内図は 4 ページとなります。去る 6 月 10 日午前 11 時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 15、議案第 71 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 71 号についてご説明いたします。議案書の 70 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第 2 種農地を恒久的に資材置場等として使用するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、15 番委員。

15 番委員 議案第 71 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 5 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 10 日午前 10 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 72 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 72 号についてご説明いたします。議案書の 71 ページから 75 ページ、申請番号 1 番から 5 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

先ず、申請番号 1 番及び 2 番についてですが、第 2 種農地に太陽光設備を設置するための転用申請となります。

続きまして申請番号 3 番につきましては、報告第 25 号整理番号 4 番及び議案

第70号申請番号1番の関連であり、一時転用期間の更新に伴う申請となっております。

続きまして申請番号4番につきましては、原町区南町地内にありますスーパーマーケットの建て替えに伴う申請であり、申請農地の一覧は73ページに記載のとおりです。

続きまして申請番号5番につきましては、小高区小屋木地内の営農型発電設備の一時転用期間の更新に係る申請となっております。申請農地の一覧は74ページから75ページに記載のとおりです。平成29年に許可されて以降、3回目の更新となります。

こちら事務局にて過去の状況等補足させていただきます。本案件は平成29年8月に許可を受け、事業を実施しております。当初の許可は3年間となります。

収量の状況ですが、平成30年度における単収報告では収量ゼロとの報告でございました。

翌令和元年度の単収報告では1反あたり50キログラムでございました。なお、営農作物でありますミョウガの地域平均単収は1反あたり225キログラムのため、この段階では収量8割を満たしていない状況でございます。

その後令和2年度に一時転用の更新申請がされ、1年間で許可を受けました。内容としましては収穫する時期と大雨が重なり、ミョウガ苗の流出及び2か月に渡りほ場が水没したため、この年の単収報告では収量ゼロとの報告がございました。

その後、令和3年度に再度一時転用の更新申請があり、3年間で許可を受けております。この年度における単収報告は収量ゼロでございます。

令和4年度につきましては1反あたり22キログラム。令和5年度では反あたり34キログラムと、段々良くなっているものの、未だ地域平均単収の8割は未達成の状況でございます。

今回、一時転用期間の更新申請につきまして、6月10日に現地調査を行っております。現地調査の内容につきましては、別添の当日配布資料に写真の方を掲載しております。今回の調査結果及びこれまでの営農状況についてご審議の方よりしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、3番委員。

3番委員 議案第72号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページとなります。去る6月13日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準

ともに満たしているものと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 次、申請番号 2 番について、6 番委員。

6 番委員 議案第 7 2 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 7 ページです。去る 6 月 1 0 日午前 1 1 時頃より、設定人並びに代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請理由は記載のとおりとなります。調査書の調査項目に基づき代理人行政書士に聞き取りを行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 次、申請番号 3 番について、1 1 番委員。

1 1 番委員 議案第 7 2 号申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。申請内容は記載のとおりです。報告第 2 5 号整理番号 4 番及び議案第 7 0 号申請番号 1 番の関連となります。現地案内図は 4 ページとなります。去る 6 月 1 0 日午前 1 1 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 次、申請番号 4 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 7 2 号申請番号 4 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 8 ページとなります。申請内容は事務局より説明のあったとおりです。去る 6 月 1 3 日午前 1 0 時 1 5 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 それでは、申請番号 5 番については後ほど審議をさせていただきます。まず、申請番号 1 番から 4 番の議案について質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、申請番号 1 番から 4 番については原案のとおり決す

ることといたします。

議長 次に、申請番号５番について、現地調査委員を代表しまして、１２番委員から報告をお願いします。

１２番委員 議案第７２号申請番号５番について現地調査の報告をいたします。本案件は、申請事由に記載のとおりでございますが、ご確認頂きましたとおり、一時転用の更新期間満了に伴う許可の申請であります。パネル下部での営農遂行状況と、作物の収穫実態を十分勘案して総合的に判断をするために、去る６月１０日午後１時２５分頃より被設定人の代理人３名立ち合いのもとに、１１番委員及び１２番委員、事務局より２名、さらに県常設審議委員であります今野会長にも立ち合いを頂いて現地調査を実施しました。現地案内図は９ページとなります。

事務局より説明がありましたが、田４４筆、地権者１６名、面積８２，３８２平方メートルの大規模な営農型太陽光発電となっております。新規の申請を含めると４回目の申請となります。一般基準・立地基準については問題無いと判断いたしました。令和４年度に農地専門委員会で現地調査等確認をしておりますが、パネル下部でのミョウガの作付面積は３区画に分かれておりまして、栽培面積は約３５，５３８平方メートル程であります。平成２９年８月にスタートしまして今年で８年目となります。令和元年度は地域平均単収の２２．３％の実績。令和５年度は１５．１％と減少し目標値も大きく下回っている状況でございます。

本日配布資料「営農型発電設備下の営農状況について」の資料をお目通し頂きたいのですが、２ページから４ページに現地写真が載っています。ミョウガの作付け状況を６月１０日に撮影したものです。こちらをご覧になりながら説明をお聞き願いたいと思います。

収穫量が減少している要因を精査したところ、第１区画については生育が良好であり、収穫も期待できることを確認しております。第２区画については発芽が若干まばらな箇所がありまして補植が必要だと確認いたしました。問題は第３区画であります。令和元年の台風１９号により長期間農地が冠水しました。その後、粘土質の土地のためミョウガに根腐れが生じたところであります。加えて、昨年の干ばつの被害を受け、ほとんど発芽が確認出来ない状況下であります。この第３区画については、土壌改良と合わせて改植が必須と確認したところであります。

については、冒頭に事務局より説明がありましたが、令和６年４月１日に施行されたガイドラインの内容を鑑みて、望ましい経営体を是非とも確立して頂くために、非設定人立ち合い者に対し県普及部と相談・協議のうえに、更なる指導のもとに、３か年の営農改善と収穫目標計画を求めたところであります。

そして、6月14日付で本委員会宛に提出を受け、精査をさせて頂いたところでございます。

本申請は年次ごとに定植状況の把握と確認が不可欠だと考えており、調査員総意のもと、更新期間は申請書では3年間ですが、1年間が妥当だと判断しました。そして来年進捗を確認するべきと考えます。なお、先月の5月末日に、順調な生育促進と良質な生産確保に向けた灌水用の井戸を設置しておりまして、生産意欲と技術習得を得る指揮力は高いと考察したところであります。以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、本件について質疑等があれば発言を願います。

15番委員 写真をみると、第1区画は生育がよく見えますが、第2、第3区画が悪い。ほ場は離れておらず、同じ区画に見える。なぜこれ程生育が違うのか。災害も原因にあるのでしょうか、その後の手入れ等、どういう状況だったのかお聞きしたい。

11番委員 15番委員から質問ありました、同じ土地でなぜ違うのかについて、この地区は私の地元でありまして、傾斜があり土地が段々と下がっている場所です。また東側は水が湧き出てくる場所もあります。基盤整備をしてある程度は良くなっていますが、元々湿地の田んぼだった所ですので、湿地の部分は生育状況が悪い状況となっております。

15番委員 手入れしてこういう状況なのか。人がいないために管理が行き届かないのか。原因はどちらなのか。場所によって極端に違うと思うんですね。似たような生育状況であれば問題ないと思うが、今後、この状況から回復するのか。手入れをしなければ難しいと思うので、営農者はどの程度手入れをしているかお伺いしたい。

12番委員 先ほど報告したとおり、問題なのは第3区画。ここは元より冠水しやすい土地だった。本来であれば、排水路を完備して始まらなければいけなかった場所だったのですが、排水路を設置しないまま始まった。そのため、台風の豪雨によって長期間冠水した。それで、第3区画は粘土質ということもあり、土壌改良しなくてはならないということで、もみ殻をふいて土壌改良しながら栽培するということをやっているが、確認したところ芽が出ていない。新たな計画書でも今年は収穫ゼロとなっている。来春に向けて改植をして令和7年度から収量確保を目指したい。というところでございます。そのために、周辺にU字溝を入れて排水設備を設置した。ということも確認をしてきました。

来年、また年次毎に農業委員会として確認をして、本来の営農型の形態を目指

して頂く。という風に確認していきたいので、ご理解をお願い致します。

2 番委員 先ほどから営農型太陽光の話を伺っていると、収量については二の次でも良い。営農なので、収量よりも収益を上げないと意味がないと思う。今回のガイドラインも、報告では収益を示すこととなっている。ミョウガにこだわらなくても、単収 100 万円を得る作物を作ればいいのではないか。色々作物はあると思うが、例えば他の営農型ではネギを植えているところもある。私もネギを作付けしているが、これでいくらで売るつもりなのか。園芸農家として、営農型の作物の作り方に疑問がある。本気で営農する気があるのか。これでお金を得るのであれば、もっと作物選定からしっかりするべき。ミョウガを作付けしたが作れませんでした。今回の収益はゼロです。他では作物が出来ている地域もあるんです。少しでも取れば、市場原理から見ても単価が高いはず。それでも売り上げが上がらないというのであれば、結局はその作物は無理だったとの話になる。だったら、新たな作付品目を検討する必要があると思う。

1 2 番委員 現地確認をした際に、代理人 3 名の方に対して「ミョウガ以外の作物を栽培しないのか」質問をしましたが、ミョウガの栽培を続けるとの回答でした。ガイドラインでは販売金額ではなく収量が目安であり、地域の平均単収の 80 パーセント確保しなさいとなっている。これが指標となっていますので、ミョウガもそうですが、サカキもこれから問題になると思う。地域の平均単収の 80 パーセント行くか行かないか。色々問題はありますけれども、現地確認した結果によって、申請どおり 3 年間ではなくて、営農型を確立して頂きたいので、1 年の更新が妥当だと判断したところであります。課題を持ちながら更新期間を 1 年とし、次年度に期待をするという所です。

事務局 補足をさせていただきます。今 2 番委員から、収支ということでお話がありましたが、今回ガイドラインの施行に伴いまして、申請の際に収支の見込みを別紙で頂いております。収入については農業収入が何円。売電収入が何円という形で記載頂く形となっております。さらに、毎年 1 月から 2 月頃、今年度の収量を報告頂くようになります。その際に、どこの市場にどのくらい卸したか。それに伴いどれくらいの収入を得たか。というところまで報告するようになっていきますので、今回の件についても、報告が来たら皆様にお示し出来ると思います。以上です。

1 4 番委員 今の事務局に関連する話だったのですが、営農状況が悪いということで、営農計画書を再度提出して頂いていると思いますが、当然その計画書の中には、何を作ってどこに売るなど一連の流れになっていると思うのですが、販売先について、これだけのミョウガをさばけるのかどうか疑問なのですが、今回ガイドラインの

中で明確に営農計画書を審査するような表現になっているので、その点については従来と出されてきている物は違ってきているのかどうか。特に販売先の内容について、分かっている範囲で教えて頂きたい。

12番委員 販売対策についても立会人に質問しました。販売先はＪＡと中央青果市場に販売をしております。出荷方法については、我々農家がしているような小分けの販売ではなく、コンテナに入れてまとめて出荷している。そのため単価が取れない状態。パック詰めしないのかと聞いたところ、人手不足のため出来ないとのことでした。この件については、改善しないと販売単価が上がらないと話をしたところであります。人手の確保については、今年４月に開校したみらい農業学校にも研修として支援を頂けるように要請しているということです。

14番委員 営農計画書のなかに、今ほど12番委員が回答した内容が記載されている、と理解してよろしいでしょうか。単に、ミョウガを作ります・売りますだけではなく。その辺りどうなんですか。

事務局 今、12番委員から質問のあった改善内容も第1・第2・第3区画それぞれの原因と土壌改良その他の対策などについて書いた改善計画書を出してもらいました。前回と違うのは年次毎の収量。それから3つのエリア毎の現状と県・農業委員からご指導いただいた部分を分析し、どういった改善をしていくかと、改善にあたって県や農業委員会から指導を受けながら行うとなっております。

14番委員 今回温情的な審議結果ですが、それがかえって仇になっても困るので、是非営農計画書を県普及部の職員に審査をして頂いて、営農計画書を実効性のある内容にし、それに基づいた営農を行うようお願いしたいと思います。以上です。

事務局 14番委員からお話頂いた件について、この審議の後に福島県に書類を送ります。審査にあたり事務職員に加えて、今お話しありました普及部職員の方々も今年度から一緒に審査を行います。事務局でも令和5年度中に要望をしたところで。普及部の技術職員の方々も営農型太陽光に携わってほしいと。県でも問題視している部分があり、浜通り全体にあるものですから、既に1月以降に営農型太陽光の案件で普及部含め2つの課で行っているところです。

15番委員 大体现況は分かりました。第3区画の排水については完了していますか。U字溝が未設のためまた大雨が降って冠水する等の恐れがないか。現状についてどうなっていますか。

12番委員 営農改善計画書にも、排水対策については整理をされております。暗渠をしながら東側に排水する措置を取るとの内容となっております。

議長 ほかにご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、申請番号5番を1年間許可相当とし、県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第17、議案第73号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第73号についてご説明をいたします。議案書の76ページから77ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請番号1番と申請番号5番の4筆を農地、それ以外の申請地すべてを非農地と判断いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号1番から6番までについて、現地調査委員を代表しまして、12番委員から報告を願います。

12番委員 議案第73号、申請番号1番から6番までの現況確認証明申請について報告いたします。去る6月6日午後1時35分頃より、推進委員1名、事務局1名、農業委員2名、合計4名で現地調査を行いました。

申請番号1番について報告いたします。現地案内図は10ページになります。申請の当該地は申請事由を十分尊重させていただいたところですが、用排水路の管理が不十分であるだけで、非農地とする理由が見当たりませんでした。さらに不耕作のため草は生えておりますが、管理もされており、現時点での調査上では非農地と認められず、農地と判断させていただきました。

次に申請番号2番について報告いたします。現地案内図は11ページになります。田畑3筆の現況地目は原野となっております。畑1筆は山林と隣接した原野であり、さらに畑と田は長期間にわたって耕作されておらず、既に大木が繁茂する山林となっております。このことにより非農地と判断いたしました。

次に申請番号3番について報告いたします。現地案内図は12ページになります。申請番号2番と同様でございますが、既に農地の様相はありません。非農地と判断いたしました。

次に申請番号４番について報告いたします。現地案内図は１３ページになります。畑１筆、７４平方メートルの面積が狭小な法面でございます。雑木、竹が繁茂しておりまして非農地と判断しました。

次に申請番号５番について報告いたします。現地案内図は１４ページになります。田４筆でございますが、震災と原発事故以降不耕作であります。復興組合による保全管理がされておりまして、農地と判断いたしました。また、畑１筆については全面に竹が繁茂しており、既に藪地化しており非農地と判断しました。

最後に申請番号６番について報告いたします。現地案内図は１５ページとなります。畑１筆は耕作に供しない４５平方メートルの狭間地でございます。進入路もありません。そのため非農地と判断しました。以上６件について現地確認報告といたします。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。議案第６４号の審査に入る前に、いったん休議とします。

 （休議）

議 長 再開します。６番委員は退席の通告がございましたので皆様にお伝えいたします。それでは、先ほどの日程第８、議案第６４号について審議を再開いたします。

農地集積課 先ほどのご質問についてお答えしたいと思います。先ほどご質問ありました、当該地については優良農地ではないかとの点ですとか、冬場に整地してきれいになっている等について、私どものほうで確認が漏れていたということでございます。こちら除外になった理由ですが、現地案内図５ページとなります。申請書が提出された際、現地確認を行い、県道の裏にある広い土地というのを確認しました。この周辺にですね、前回・前々回あたりに農振除外の申請がございまして、除外を認めた経過もありまして、市としても地元で作物を植えるですとか、把握しておりませんでしたので、この何年かの間に太陽光等の除外申請、一連の流れでそういった希望があるとの申請者の意向がありましたので、受け付けたというところがあります。また、周りにここ数年で許可した土地も点在しており、申請の際には農業委員会に対して農地種別も確認するようにしています。その部分があっていないと確かに地元の農地を持っている方にご迷惑をかけますので、この場所についても、畑が周りにありますが第２種農地と確認いたしました。市と

しては、そういった諸々の確認をし、また行政書士や財産管理人弁護士からも確認しまして除外を受け付けたところでございます。この申請を受け付けた後、県・農業委員会と現地を確認することとなっており、その際に回りで農地として使用している状態であれば、県からも意見をもらいまして、申請者に返すという形になると思います。これからはそういった確認漏れが無いようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局 この議案第64号についてですが、市で議案を出しまして、これまでは農業委員会に意見を聞き、「意見無し」との回答をしていました。ただ、今回は市の説明が分かりづらい部分もありますので、今回は意見としまして、申請番号2-1について「農地の集団化・効率化に影響を及ぼす恐れが無い」とありますが、11番委員から話があったように、現状管理もされている状況にあることから、「集団化・効率化に影響が無いのか再度確認をお願いします」ということで意見を付して農業委員会で回答したいと思いますが、その点について意見を伺います。

14番委員 農振農用地を白地にする基準というのは、市の担当者の話を聞くと申請者の意見を聞きながら意向を踏まえてということですが、そうじゃないと思うんです。許可基準というのはきちんと文字で書かれたものがあって、それで判断するものであって、申請者の事情に流される話ではないと思います。今の話ですと、申請者のご意見という話がありまして、確かにご意見もあるでしょうが、行政としては許可基準に基づいて判断をしていただきたいというのが要望になります。ただ、この土地について、先ほど11番委員からご指摘があり、現地案内図を見たときに、これが集団化や2種農地に果たして該当するのか。地図を見た限りでは平坦性はあるように見える。農振除外が値するような農地には見えないので、事務局でおっしゃったような集団化に影響が無いとか、果たしてそういう風になり得るのかどうか。もう少し分かりやすく説明して頂きたい。「こういう理由だから集団化にはなじまない」とか、「こういう理由だから将来の優良農地として残す農地ではない」とか。ただ単に集団化に値しない。優良農地ではないから農振除外になります。という事では無くて。現地案内図を見ていくと、他の場所はやむを得ないと分かるが、この場所についてはこれが除外に該当するのか分からないので、行政機関で許可基準をお示しして、我々に分かるようにして頂きたい。

議 長 それでは、本件につきましては議案書57ページの案件につきましては、先ほど事務局から意見ありましたとおりの内容とし、それ以外は原案のとおり決するという事で決定したいと思いますが、異議はございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

11番委員　やはり説明が分からない部分がありますので、再度現地確認をして次回報告して頂きたいと思います。

議　長　　11番委員から只今の発言もございましたので、付図番号2 - 1の案件については来月の定例総会で再度報告することで決したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　それでは、そのように決定をいたします。以上で、本日の審議を終了とさせていただきます。これをもちまして、本日の6月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

（閉会　午後3時50分）

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和6年6月17日

議事録署名人（1番・ウラシマ　ヒデユキ）

議事録署名人（15番・ツカノ　クニヨシ）

議事録署名人（17番・ハンガイ　マチコ）
